第百条から第百十一条まで　削除

第百十九条第一項第十号中「規定する株式交換」の下に「（第四条の三第十八項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価株式交換にあつては、同項第二号に規定する株主均等割合保有関係があるものに限る。）」を加える。

第百十九条の三第十項中「適格合併」を「合併」に改め、「からニまで」及び「のいずれか」を削り、「当該直前の帳簿価額」の下に「（法第二十四条第一項第一号（配当等の額とみなす金額）の規定により法第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされた金額がある場合には、当該金額を加算した金額）」を加え、同条第十一項中「適格分割型分割」を「分割型分割で同項第二号イ(1)若しくは(2)に掲げる関係があるもの」に改め、同条第十二項中「適格分割型分割」を「分割型分割」に、「もので」を「分割型分割で」に改め、「又は(3)」を削り、「加算した金額」の下に「（法第二十四条第一項第二号の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされた金額がある場合には、当該金額を加算した金額）」を加え、同条第十三項中「適格分社型分割（」に、「ものに限る。）」を「分社型分割で同条第八項各号列記以外の部分に規定する全部を保有する関係があるもの（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した資産をいう。）の帳簿価額から移転負債（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した負債をいう。）の帳簿価額を減算した金額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その分社型分割が適格分社型分割に該当しない場合　移転資産（その分社型分割により分割承継法人に移転した資産をいう。次号において同じ。）（営業権にあつては、第百二十三条の十第三項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する独立取引営業権に限る。）の価額（法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する資産調整勘定の金額を含む。）から移転負債（その分社型分割により分割承継法人に移転した負債をいう。同号において同じ。）の価額（同条第二項及び第三項に規定する負債調整勘定の金額を含む。）を控除した金額

二　その分社型分割が適格分社型分割に該当する場合　当該分社型分割の直前の移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を減算した金額

第百十九条の三第十五項中「適格株式交換等」を「株式交換」に改め、「該当するもの」の下に「で同項第二号に規定する株主均等割合保有関係があるもの」を加える。

第百十九条の四第一項中「適格合併」を「合併」に改め、「同条第十一項」の下に「若しくは第十二項」を加え、「、同条第十二項に規定する適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割」を「分社型分割」に、「適格株式交換等、」を「株式交換、」に改める。

第百十九条の七の二の見出しを「（親法人の保有関係等）」に改め、同条第一項中「次項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十一条の二第二項に規定する政令で定めるものは、第四条の三第二項第二号ロ（適格組織再編成における株式の保有関係等）に掲げる関係がある合併とする。

第百十九条の七の二に次の一項を加える。

5　法第六十一条の二第九項に規定する政令で定めるものは、第四条の三第十八項第二号に規定する株主均等割合保有関係がある株式交換とする。

第百十九条の十第一項中「売付けに係る」を「売付けの時におけるその売付けにより通常得べき」に改める。

第百十九条の十一の二第二項中「第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する特定分割型分割」を「第二条第十二号の九イ（定義）に規定する分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される分割型分割」に、「から法第六十一条の二第二十三項」を「から同項」に改め、同項第三号中「（定義）」を削る。

第百二十一条の四第一項中「を受けた日の属する事業年度後（当該内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資により設立された法人である場合において、その日が当該適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の属する事業年度終了の日以前であるときは、当該事業年度以後）」を「に係る次項の申請書に記載されたこの項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度以後」に改め、同条第二項中「内国法人は」の下に「、同項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該最初の事業年度に係る法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）の三月前の日までに、当該最初の事業年度」を加え、「範囲、同項」を「範囲、前項」に改め、「他の金額」の下に「、当該最初の事業年度が当該デリバティブ取引等が法第六十一条の六第三項に規定する適格合併等により移転を受けた契約に係るものである場合には、当該契約の移転を受けた事業年度）でない場合にはその事業年度において前項の承認を受けなかつた理由」を加える。

第百二十一条の十第一項中「）が」を「）が、」に、「を受けた日の属する事業年度後（当該内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資により設立された法人である場合において、その日が当該適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の属する事業年度終了の日以前であるときは、当該事業年度以後）」を「に係る次項において準用する第百二十一条の四第二項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）の申請書に記載されたこの項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度以後」に改め、同条第二項中「（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）」を削る。

第百二十二条の十四第二項中「第六十一条の二第六項」を「第六十一条の二第一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるときは同項第一号に掲げる金額（同条第六項」に、「若しくは」を「又は」に、「（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）又は」を「の規定の適用がある場合には、これらの規定により同号に掲げる金額とされる金額）を、その譲渡につき法」に、「、これら」を「これら」に、「対価」を「収益」に改め、「金額を」の下に「、それぞれ」を加え、同条第三項中「第六十五条の十二」を「第六十五条の十」に改める。

第二編第一章第一節第二款の三中第百二十三条の前に次の一条を加える。

（対価の交付が省略されたと認められる分割型分割）

第百二十二条の十五　法第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する政令で定めるものは、第四条の三第六項第二号イ(2)（適格組織再編成における株式の保有関係等）に掲げる関係がある分割型分割とする。

第百二十三条第一項中「対価の額」を「価額」に改め、同条第二項中「損金に算入される法人税」を「法人税額等の損金不算入」に改める。

第百二十三条の八第三項第二号中「の益金又は損金算入」を削り、同条第六項中「対価」を「収益」に改め、同条第七項第三号中「対価の額」を「法第六十一条の二第一項第一号（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる金額」に改め、同条第九項第四号中「第十一項、」を「第十一項（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）又は」に、「又は第六十五条の十二第十一項若しくは第十二項（収用等に伴い設けた特別勘定の連結納税の開始等に伴う益金算入」を「（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例」に改め、同条第十項及び第十一項第二号中「対価」を「収益」に改める。

第百二十三条の十第三項中「もの」の下に「（第十五項第一号イ及び第二号において「独立取引営業権」という。）」を加え、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。